

美里町監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施した結果について、同条第9項及び美里町監査基準第17条の規定により公表する。

令和2年10月30日

美里町監査委員 相馬 光 喜

美里町監査委員 櫻井 功 紀

1 監査の基準

本監査は美里町監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

定期監査（令和2年度会計）

3 監査の対象

- （1）契約
- （2）補助金（団体補助）の交付
- （3）会計年度任用職員（時間給）の報酬の支給
- （4）旅費の支給

4 監査の着眼点（評価項目）

- （1）契約
 - ① 決裁権者が適切に承認しているか。
 - ② 随意契約を採用している場合、その理由が合理的であるか。
 - ③ 経済的合理性・公正性等に反した分割発注が行われていないか。
 - ④ 予定価格が漏洩しないための必要な措置が取られているか。
 - ⑤ 落札者の決定がルールに従ったものになっているか。
 - ⑥ 契約保証金を免除している場合、その理由は適正であるか。
 - ⑦ 業務等が契約書及び仕様書に基づいて行われているか。
- （2）補助金（団体補助）の交付
 - ① 補助の内容と事業の目的・目標に齟齬がないか、また、過大なものとなっているか。
 - ② 補助金交付申請の内容を精査の上、適切に支出負担を行っているか。
 - ③ 概算払いが適切な方法、時期に行われているか。
 - ④ 交付要綱に沿った補助内容になっているか。
- （3）会計年度任用職員（時間給）の報酬の支給
 - ① 勤務の実態に応じて報酬が支払われているか。
- （4）旅費の支給
 - ① 旅行の目的、行程及び旅費の妥当性
 - ② 自己承認・事後承認の有無
 - ③ 公務として所期の目的を達成しているか。

5 監査の実施内容

令和2年10月7日から10月21日までの6日間、本庁舎議員控室、南郷庁舎201会議室等において関係書類の提出を求め、疑義が生じた点は関係職員に質問した。

6 監査等の結果

1から5まで記載した事項のとおり監査した限りにおいて、次に記載する事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められる。

各課とも監査を受けるという意識があり、監査委員が要請した各書類が整然と整備されていた。その書類整理の中で不備、落丁等気づきがあったと思う。これも内部統制に役立つものであり、日々のチェック機能を充実させてもらいたい。

(1) 契約保証金について

契約保証金については、地方自治法施行令第167条の16第1項において、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定している。

また、美里町財務規則第117条第1項では「次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。」とあり、第1号から第8号まで契約保証金を免除できる条件が規定されている。

本監査の対象として指定した個別の契約事務において、契約保証金を免除させているものは多数あったが、当該契約事務において契約保証金を免除させた理由は提出書類上明らかではない場合が多く、監査に立ち会った関係職員も当該免除事由が美里町財務規則のいずれの条項に該当するものかを提示できない場合が多かった。

契約の締結に当たり契約保証金を免除させる場合は、その理由を記した書類を契約締結伺に添付する等、免除させる根拠を明白にされることを望む。

(2) 保守点検業務の履行確認と支出命令について

一部施設における空調保守点検業務の委託契約において、契約期間を令和2年4月1日から令和3年3月31日までとしているものの、6月下旬に空調の点検が行われたことをもって、業務の履行確認が行われ、契約金額全額が支払われていた事案が確認された。

契約内容が空調を稼働する時期までに点検を行うもので、その後の保守を含まないものであるならば、契約期間を1年間とせず、点検を行うことが想定される時期までとし、委託業務の名称も空調点検業務とするのが適切であると考えられる。

(3) 補助金について

補助金の交付については、前年踏襲ではなく、各補助団体の会計年度末残高と補助金額とのバランスを考慮し、適正な補助内容となるよう精査していただきたい。